

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.1

最近の規制動向（2025 年 1 月～2 月初旬）

=====

≪ index ≫

1. EU における銀行の ESG リスク管理の規制強化
 2. 第 2 次トランプ政権における金融規制・監督の改革
 3. 2025 年の金融規制・監督の優先事項
 4. お問い合わせ先
- =====

1. EU における銀行の ESG リスク管理の規制強化

EU では、銀行の健全性規制枠組みに ESG リスクを組み込む動きが加速している。2024 年 7 月に発効した第 3 次自己資本要求規則（CRR3）および第 6 次自己資本要求指令（CRD6）では、バーゼル III 最終化の実施に加え、EU 銀行の ESG リスク管理を強化するための広範なルールが導入された。これを受け、欧州銀行監督機構（EBA）は 2025 年 1 月に、「銀行の ESG リスク管理に関する最終ガイドライン」を公表した。最終ガイドラインは、CRD6 の要請に基づき、ESG リスクの特定・測定・管理・監視に関する包括的な要件・期待を定めている。具体的には、マテリアリティ評価の実施、データ収集体制の整備、3 種類の手法を活用した ESG リスクの評価、リスク管理枠組みへの ESG リスクの統合、独自の移行計画の策定など、幅広い対応が求められる。こうした規制強化を受け、対象となる EU 銀行には一定の規制対応コストが発生すると見込まれる。他方、本邦では、金融機関の ESG リスク管理に関する包括的な規制上の指針は未整備の状況である。本邦金融機関は、先行する EU の規制動向を踏まえ、ESG リスク管理態勢の整備・強化を進める必要があろう。

2. 第 2 次トランプ政権における金融規制・監督の改革

米国では、第 2 次トランプ政権の発足に伴い、金融規制・監督の改革が進みつつある。まず、金融当局の人事の面では、2025 年 1 月に、連邦準備制度理事会（FRB）のマイケル・バー副議長（金融監督担当）が 2 月末までに退任する意向を表明した。近年の銀行規制・監督の強化を主導してきた同氏の辞任により、特に今後のバーゼル III 最終化の米国内実施の行方は一層不透明さを増すとみられる。次に、金融当局の政策の面では、米国証券取引委員会（SEC）が 1 月に、暗号資産の包括的かつ明確な規制枠組みの策定に向けた暗号資産タスクフォースを設立した。これまで SEC は、暗号資産に慎重な姿勢を示すゲーリー・ゲンスラー元委員長の下で、業界に対する積極的なエンフォースメントを推進してきた。しかし、同委員長が 1 月に退任したことを受け、新体制の SEC はトランプ大統領の意向を反映し、暗号資産の推進を図る方向へ転じている。今後こうした米国の金融規制政策の変化が続くことが予想される中、とりわけ米国で事業を展開する金融機関は、規制変更が自社に及ぼす影響を評価し、今後の規制対応戦略を慎重に検討することが求められるだろう。

3. 2025 年の金融規制・監督の優先事項

主要な海外金融当局の一部は、2025 年の金融規制・監督に関する優先事項を公表しつつある。その一例として、金融安定理事会（FSB）は 1 月に、2025 年の作業計画と優先取組み領域を公表した。具体的には、ノンバンク金融仲介機関（NBFI）の強靱性向上、デジタル化の利活用、気候変動金融リスクへの対応、破綻処理改革などを重点的に進める方針である。また、各法域では、香港金融管理局（HKMA）や台湾金融監督管理委員会（FSC）が 1 月に 2025 年の優先領域を公表したほか、英国健全性規制機構（PRA）は預金取扱金融機関の監督に関する優先事項を示した CEO 宛書簡（Dear CEO レター）を発出した。金融機関は、こうした国際的な金融規制・監督の方針を踏まえ、海外拠点における今後の対応策を検討することが求められるよう。

4. お問い合わせ先

勝藤 史郎

デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社

リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1300 Fax: 03-6213-1117

リスク管理戦略センターの活動内容

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンス アドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンス アドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作为についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作为について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンス アドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートマトリミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.